

委託業務内容

1 委託業務名

銚子市ワーケーション推進事業

2 目的

銚子市における新たな誘客のひとつとして、ワーケーションをきっかけとした長期滞在者を呼び込むことで、平日を含む宿泊及び観光関連施設の稼働率の改善と地域経済の活性化を図るとともに、都市部の高度なスキルを持った人材と市内事業者のマッチングの機会を創出することで、イノベーションの創出と生産性の向上に寄与することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで

4 業務内容

(1) 受託者は、次の数値を目標として銚子市への誘客を実施する。

平日を含む2泊以上の長期滞在：200人泊以上

※モニター利用者数及びファムトリップ参加者数を含む。

(2) 受託者は、Web媒体等を活用して、銚子市におけるワーケーションや長期滞在の魅力について情報発信を行う。

(3) 受託者は、地域におけるワーケーション受入の機運醸成を行うとともに、ワーケーション向けの2泊以上の長期滞在型商品を造成し、モニター利用やファムトリップ等を実施する。

(4) 受託者は、銚子市ワーケーション推進協議会と連携して本事業を実施する。

※銚子市ワーケーション推進協議会：銚子市、銚子商工会議所、銚子信用金庫、銚子商工信用組合及び一般社団法人銚子市観光協会で構成。

(5) 受託者は、ワーケーションをきっかけとして銚子市を訪れる、高度なスキルを有する副業人材と市内事業者とのマッチングの機会を創出するイベントを実施する。

(6) 受託者は、利用者のニーズを調査し、継続的なワーケーションによる長期滞在者の誘客に資する効果的な提案を記載した実施報告書を作成する。

5 実施体制

本事業の実施に当たり、総括責任者を1名配置することとする。また、事業の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について銚子市と協議することとする。

6 関係書類の提出

受託者は、次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 業務計画書

受託者は、銚子市と協議のうえ、本事業の実施方法、実施体制及びスケジュール等を明記した業務計画書を提出し、銚子市の承認を受けなければならない。また、業務計画書に変更が生じる場合は、事前に銚子市の承認を得るものとする。

(2) 実施報告書

受託者は、本事業についての実施報告書を提出するものとする。

(3) その他

受託者は、銚子市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、銚子市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 危機管理

本事業を行うに当たっては、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことが無いよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

8 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに法令上の責任を負うものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、銚子市と受託者が協議の上、別途定めるものとする。